

# 国民保護に関する川島町計画概要

## 1. 計画概要

自然災害に限らず、武力攻撃事態・武力攻撃予測事態、緊急対処事態等が発生した場合、生命、身体、財産を保護し、迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）及び国の「国民の保護に関する基本指針」、埼玉県「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき、必要な事項を定めるものである。

## 2. 現行計画の経緯

現行の「国民保護に関する川島町計画」は、平成19年2月に策定し、平成22年12月に一部変更。

## 3. 構成

### 第1編 総則

計画の目的や、町の概況、国民保護の実施体制などを記載

### 第2編 平時における準備

情報収集、伝達体制の構築や、初動体制の確保、避難の指示などを記載

### 第3編 武力攻撃事態等対処

実施体制の確保や、安全確保対策、住民避難措置、救援措置などを記載

### 第4編 生活の安定

避難住民の生活安定措置や、応急復旧措置の実施などを記載

### 第5編 財政上の措置

被災者の公的徴収金の減免などを記載

### 第6編 緊急対処事態対処

想定する緊急対処事態とその対処措置を記載

# 国民保護に関する川島町計画の変更内容

## 1. 変更の経緯

平成29年12月に、国の「国民の保護に関する基本方針」が変更されたことに伴い、埼玉県では、平成30年12月に「国民保護に関する埼玉県計画」を変更しました。

それらをふまえ、「国民保護に関する川島町計画」についても整合性を図るため、計画の変更が必要となった。

変更にあたり、国民保護協議会の開催（諮問答申）、県との協議が必要となる。

## 2. 主な変更内容

### ①弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「県及び市町村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」旨を追加。

### ②情報伝達手段の多重化等の推進

警報の住民への周知方法に、「市町村は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加

### ③避難施設の確保

県の行う避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加。

### ④避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ

爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加。

### ⑤武力攻撃事態等に特有な訓練の実施

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加。

### ⑥武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施

各攻撃等については、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる旨を追加。

### ⑦その他

前回からの時点修正や他計画変更による表現等の変更

## **国民の保護に関する基本指針の一部変更並びに指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の変更**

**平成29年12月19日の閣議において、国民の保護に関する基本指針の一部変更を決定するとともに、以下の指定行政機関（各府省庁）及び都道府県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定**

### **【指定行政機関】**

**厚生労働省、環境省、原子力規制委員会、防衛省・防衛装備庁**

### **【都道府県】**

**福島県、茨城県、山口県**

- ・ 政府においては、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護に関する施策を効果的に実施するため、国民の保護に関する基本指針を適時適切に変更することとしている。
- ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更に当たっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。今般、所要の変更を行うため、基本指針の一部変更の閣議決定を行った。
- ・ また、指定行政機関及び都道府県は、国民保護計画の変更に当たっては、原則として、内閣総理大臣に協議を行うこととされている。
- ・ 今般、指定行政機関及び都道府県から、計画の変更に関する内閣総理大臣協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。
- ・ 変更内容の概要は別紙のとおり。

## 国民の保護に関する基本指針の一部変更並びに指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の変更概要

### 1 国民の保護に関する基本指針の一部変更

国民保護に関する取組を踏まえた基本指針の記述の変更

- ① 「避難に当たって配慮すべき事項」の箇所に、  
平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める ことを明記する。
- ② 「避難施設の指定」の箇所に、  
都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮 すること及び 避難施設の収容人数を把握 し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記する。
- ③ 「訓練」の箇所に、  
地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加 する。

### 2 指定行政機関の国民保護計画の変更

- (1) 厚生労働省：事務の内容の変更（雇用促進住宅事務の廃止）
- (2) 原子力規制委員会：国民保護体制の強化（要員の緊急輸送の準備等）
- (3) 環境省：国民保護体制の強化（省対策本部の体制強化）
- (4) 防衛省・防衛装備庁：国民保護体制の強化（空自の国民保護体制強化）

### 2 都道府県の国民保護計画の変更

- (1) 福島県：県対策本部の体制強化（県対策本部に航空運用担当班を新設）
- (2) 茨城県：県対策本部の体制強化（ " " ）
- (3) 山口県：関係機関との連携強化（日本産業・医療ガス協会との協定締結）

# 「国民保護に関する埼玉県計画」変更の概要

## 1 都道府県国民保護計画

武力攻撃や大規模テロ等に対し避難・救援などの国民保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）及び国の「国民の保護に関する基本指針」に基づき策定するもの。

## 2 本県の現行計画の概要

現行の「国民保護に関する埼玉県計画」は平成18年1月に策定。平成22年4月に一部変更。

「第1編 総則」、「第2編 平時における準備編」、「第3編 武力攻撃事態等対処編」など6編で構成。

## 3 変更理由

国の「国民の保護に関する基本指針」が平成29年12月に変更されたことなどによるもの。

## 4 主な変更内容

### (1) 国の基本指針改定に伴う変更

#### ① 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「県及び市町村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」旨を追加。

**② 情報伝達手段の多重化等の推進**

警報の住民への周知方法に、「市町村は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加。

**③ 避難施設の確保**

県の行う避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加。

**④ 避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ**

爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加。

**⑤ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施**

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加。

**⑥ 武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施**

核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる旨を追加。

**(2) その他**

前回計画変更からの時点修正など